

秩父市告示第185号

秩父市被害木等対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年10月14日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市被害木等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自然災害により倒木等の被害を受けた森林の機能を回復し、もって林業経営の安定化を図るため、予算の範囲内において秩父市被害木等対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する市内の森林であって、暴風、豪雨、豪雪、洪水その他自然現象により被害を受けた森林を所有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなないものとする。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、暴風、豪雨、豪雪、洪水その他自然現象により被害を受けた森林の被害木及び危険木の伐倒処理及び整理を実施する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に係る経費（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）又は30万円のいずれか少ない額とする。ただし、伐倒処理及び整理を実施した被害木及び危険木1本当たり次の各号に掲げる幹周の区分に応じ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 幹周20センチメートル以上30センチメートル未満 2,000円
- (2) 幹周30センチメートル以上60センチメートル未満 7,400円
- (3) 幹周60センチメートル以上90センチメートル未満 18,200円
- (4) 幹周90センチメートル以上 34,400円

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前（やむを得ない事情により当該事業の着手前に申請書を提出することが困難であると市長が認めた場合は、この限りでない。）に、秩父市被害木等対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは秩父市被害木等対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付すべきでないときとは秩父市被害木等対策事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更等の承認）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該申請の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、秩父市被害木等対策事業補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは秩父市被害木等対策事業補助金変更・中止承認通知書（様式第5号）により、適当でないときとは秩父市被害木等対策事業補助金変更・中止不承認通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して

30日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、秩父市被害木等対策事業補助金実績報告書（様式第7号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、現地調査により補助対象事業が適切に行われていることを確認し、速やかにその内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、秩父市被害木等対策事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに秩父市被害木等対策事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

秩父市被害木等対策事業補助金交付申請書

年 月 日

秩父市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

秩父市被害木等対策事業補助金の交付を受けたいので、秩父市被害木等対策事業補助金交付要綱第 6 条の規定により次のとおり申請します。

1 補助対象内容

所在地	林小班	被害木及び危険木	
		種別	本数
		幹周 20cm 以上 30cm 未満	
		幹周 30cm 以上 60cm 未満	
		幹周 60cm 以上 90cm 未満	
		幹周 90cm 以上	
		計	

2 補助対象経費 円 (別紙見積書のとおり)

3 補助申請額 円

4 添付書類

- (1) 見積書の写し
- (2) 最寄りの森林管理道及び隣接所有者を記載した森林整備位置図
- (3) 現況写真

秩父市被害木等対策事業補助金の交付に係る審査のため、秩父市長が私の市税納税状況について関係課に確認することに同意します。

氏 名 印

※ 同意されない場合は、「未納税額のないことの証明書」を添付すること。

様式第 2 号(第 7 条関係)

—
年 月 日

様

秩父市長

印

秩父市被害木等対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった秩父市被害木等対策事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、秩父市被害木等対策事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

様式第3号(第7条関係)

—
年 月 日

様

秩父市長

印

秩父市被害木等対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった秩父市被害木等対策事業補助金については、次のとおり交付しないことに決定したので、秩父市被害木等対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 不交付決定額 円

2 不交付の理由

様式第4号(第8条関係)

秩父市被害木等対策事業補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

秩父市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け 一 で交付決定を受けた秩父市被害木等対策事業補助金について、(申請内容の変更 ・ 事業の中止)をしたいので、秩父市被害木等対策事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により次のとおり承認を申請します。

1 補助対象内容(変更後)

所在地	林小班	被害木及び危険木	
		種別	本数
		幹周 20cm 以上 30cm 未満	
		幹周 30cm 以上 60cm 未満	
		幹周 60cm 以上 90cm 未満	
		幹周 90cm 以上	
		計	

2 補助対象経費(変更後) 円 (別紙見積書のとおり)

3 補助申請額(変更後) 円

4 変更又は中止の内容

5 変更又は中止の理由

6 添付書類

- (1) 見積書の写し
- (2) 現況写真

様式第 5 号(第 8 条関係)

—
年 月 日

様

秩父市長

印

秩父市被害木等対策事業補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった秩父市被害木等対策事業補助金に係る
(申請内容の変更 ・ 事業の中止)については、次のとおり承認することとしたので、
秩父市被害木等対策事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

変更又は中止の内容

様式第 6 号(第 8 条関係)

—
年 月 日

様

秩父市長

印

秩父市被害木等対策事業補助金変更・中止不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった秩父市被害木等対策事業補助金に係る
(申請内容の変更 ・ 事業の中止)については、次のとおり承認しないこととしたので、
秩父市被害木等対策事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

不承認の理由

様式第7号(第9条関係)

秩父市被害木等対策事業補助金実績報告書

年 月 日

秩父市長 様

報告者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け 一 で交付決定を受けた秩父市被害木等対策事業補助金について、補助対象事業が完了したので、秩父市被害木等対策事業補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業契約書の写し
 - (2) 補助対象経費の明細が記載された領収書の写し
 - (3) 事業完了後の写真

様式第 8 号(第 10 条関係)

—
年 月 日

様

秩父市長

印

秩父市被害木等対策事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった秩父市被害木等対策事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、秩父市被害木等対策事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

補助金交付確定額 円

様式第 9 号(第 11 条関係)

秩父市被害木等対策事業補助金請求書

年 月 日

秩父市長 様

請求者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け ー で額の確定があった秩父市被害木等対策事業補助金について、秩父市被害木等対策事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
フリガナ			
口座名義			
種 別	当座・普通	口座番号	